

【客観的な指標に基づく成績の算出方法】

各年次で履修したすべての授業科目について、授業計画書（シラバス）に記載されている成績評価方法により各授業科目の評価を点数化（100点満点）する。

年次ごと、個別的に合計・平均点を算出し、成績評価の指標とする。

学則第5章 履修方法、単位の認定及び卒業

（授業科目の評価）

第12条 授業科目の評価は、学科試験その他適切な方法により評価する。

2 成績評価は、優（100～80点）・良（79～70点）・可（69～60点）及び不可（59点以下）の評語をもって表示し、可以上を合格とする。

3 試験を欠席した者に対しては追試験*を行うことができる。

4 試験に合格しなかった場合は、原則として各試験につき一回限り再試験を受けることができる。

*追試験の成績は、原則得点の8割とし、授業科目の成績評価は可以上を合格とする。